

富士市告示第**176**号

一次の書類については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、富士市役所福祉部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年9月**16**日

富士市長 金指 祐樹

記

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の名称	備 考
杉山 苗代子 ほか1名	令和8年度 介護保険料額決定通知書	別紙のとおり
樋田 真弓	令和8年度 介護保険料額変更通知書	別紙のとおり
浅賀 孝男 ほか26名	令和8年度 介護保険料1期督促状	別紙のとおり

注） 介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

送達事項

書類の名称 令和8年度 介護保険料額決定通知書

送達を受けるべき者 下記のとおり

[illegible]

送達事項

書類の名称 令和8年度 介護保険料額変更通知書

送達を受けるべき者 下記のとおり

[illegible]

送達事項

書類の名称 令和8年度 介護保険料1期督促状

送達を受けるべき者 下記のとおり

氏 名
浅賀 孝男
井澤 陽子
石脇 瑞世
太田 茂昭
大宮 徳雄
OMIYA PEREZ FRANCISCA APARECIDA
長田 勝也
金 美順
清野 欣孝
五反田 和子
KOWATA CELINA AIKO
櫻田 裕子
佐藤 正
篠原 千賀子
鈴木 ミヤ
高岡 政則
高田 雅彦
田村 威
辻 憲一
露木 実
手塚 二男
成田 知隆
西 俊之
馬場 昭敏
深澤 一穂
深谷 栄子
宮下 ユウジ
合計27人
以下余白